

とちぎ国際戦略協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、とちぎ国際戦略協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 本県国際化の総合的、効果的な推進を図る、国際戦略の策定や国際化施策の検討に当たり、幅広い観点から意見を聴取するため、協議会を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 国際戦略の現状評価に関すること
- (2) 国際戦略の推進に係る課題の解決に向けた取組に関すること
- (3) 次期国際戦略の検討に関すること
- (4) その他本県の国際化に関すること

(組織等)

第4条 協議会は、栃木県議会の議員、学識経験のある者、関係団体や企業に属する者、在住外国人、公募により選考された者等のうちから20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、5年とする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(運 営)

第6条 協議会は、座長が招集し、座長が議事を運営する。

- 2 協議会は、座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、産業労働観光部国際経済課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7（2025）年7月1日から実施する。
- 2 栃木県国際戦略推進専門委員会設置要綱（令和2年3月19日制定）は、廃止する。